

磐梯町集中改革プラン

平成18年度～平成22年度

平成18年3月

I	基本方針	1
II	改革の進め方	2
III	取組事項	
	集中改革プラン	3
1	町民と行政との協働したまちづくり	4
2	行政サービスの向上	4
3	新たな行政運営	4
4	健全な財政運営	6
5	庁内体制の整備	7
6	推進計画の策定にあたって	8

I 基本方針

地方分権時代に対応して、磐梯町の持つ特徴や地域の特色を活かし、きめ細かく魅力的で個性豊かなまちづくりを進めていくためには、行政のポテンシャルを高め、自己決定・自己責任のもと、町民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことが求められています。また、少子・高齢化の進行、国際化や高度情報化の進展、地球温暖化への対応、経済のデフレ傾向など、社会経済環境の急激な変化に的確に対応し、21世紀における魅力と活力あるまちづくりを展開するため、質の高い行政サービスの提供を行うとともに、行政運営における町民と行政の協働体制を確立するため、次の5項目を行財政改革の基本方針とします。

1 町民と行政との協働したまちづくり

町民と行政の役割を明確にしつつ、コミュニティー活動団体やボランティア・NPO・各種団体等との連携体制の確立やネットワークづくりを行うとともに、積極的な情報公開を推進し、共通した認識のもとに町民と協働したまちづくりを進めます。

2 行政サービスの向上

町民の視点から、分かりやすく、効率的な行政サービスを提供するため、町民の目線に立った窓口サービスの改善を進めるとともに、内部管理業務では、電子化やシステム化等により徹底した効率化・合理化を進めます。

3 新たな行政経営

行政の組織と運営に当たっては、政策立案能力、前例踏襲主義、コスト意識・サービス意識などの諸課題があるが、複雑多様化し増大する行政需要に対し、限られた人員と財源の下で的確に対応するため、公務員に求められている専門性、中立性、能率性、継続性、安定性の確保に留意し、スピード・コスト・成果を重視した事業運営の実現に向けた取組みを進めます。

また、公の施設の管理運営の徹底した見直しや、公的サービスへの民間活力の積極的な活用を通じて、行政と民間との新たな役割分担の下、民間が出来る事と、行政がやらなければならない事を明確にしつつ、最適な担い手による町民サービスの提供を積極的に取り入れ、最少の経費で最大の効果を実現する事業運営に努めます。

4 健全な財政運営

厳しい財政環境と先行き不透明な経済情勢の下、新たな行政需要に的確に対応し、町民の信頼と負託に応えるため、新しい財源の確保や町債残高にも十分に配慮を加えながら、事務事業・公共事業等の見直しを行い、将来に亘り自立を目指した健全な財政基盤を確立します。

5 庁内体制の整備

高度情報化社会のなか、多様化する町民ニーズを的確に応えることができる職員、更には事務事業の費用対効果の面から機敏に対処する職員を養成するとともに、地方分権の進展に伴い職員自らがポテンシャル高め、新たな行政課題に積極的に取り組むことができる体制を整備します。

Ⅱ 改革の進め方

1 推進期間

平成18年度から22年度の5カ年とします。

2 推進組織

行財政改革の推進にあたっては、町民の代表からなる「磐梯町行財政改革推進委員会」の意見・提言を十分踏まえ、庁内組織である「磐梯町行財政改革推進本部」及び「磐梯町行財政改革推進本部幹事会」で、大綱の策定を行うとともに、具体的な改善項目、目標年度、目標数値、担当課などを明記した推進計画を作成し、町民と職員参加のもと各課が主体的に取り組めます。

また、進行管理については、磐梯町行財政改革推進委員会にその都度、提言をいただくなど、連携を図りながら推進し、実施内容及びその成果については、町民にわかりやすい形で積極的に公表します。

(1) 磐梯町行財政改革推進委員会

行財政改革の推進に関し、町長からの諮問に応じ、町民、民間の立場から調査審議し、行政を推進するうえで必要な事項について答申するとともに、行財政改革の進捗状況について報告を受け、推進本部の進行管理について評価し新たな改革に向けての提言を行います。

(2) 磐梯町行財政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織で、行財政改革大綱の策定や毎年度、行財政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標達成に向けて進行管理を行います。

(3) 磐梯町行財政改革推進本部幹事会

各課のグループ長で構成され、磐梯町行財政改革推進本部の所掌事務の細部について調査研究する組織です。

大綱及び推進計画の作成や進行管理に係る意見を提示してもらいます。

3 改革の計画的な実施

本大綱の取組事項については、各年度当初（ただし、平成17年度については策定後とします。）に当該年度の改革目標を定め、その進行管理を行い、改革の計画的な実施を図ります。

4 進捗状況等の公表

行政改革の進捗状況については、委員会や議会に報告するとともに、広報、インターネット（町ホームページ）等を通じて広く町民への公表を行います。

Ⅲ 取組事項

「集中改革プラン」

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（「新地方行革指針」）が策定されました。

この中で、市町村はこの指針に基づき、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した計画「集中改革プラン」を公表することとなり、磐梯町では、「磐梯町行財政改革プログラム（平成16年度～平成18年度）」を策定する中で、この「集中改革プラン」は別個に策定することとしました。

「集中改革プラン」で示されている項目は、次のとおりです。

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ③ 定員管理の適正化

- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
 - ⑤ 第三セクターの見直し
 - ⑥ 経費節減等の財政効果
 - ⑦ 地方公営企業関係
- この集中改革プランに該当する取り組み項目は、以下の取組事項の中で、「集中①」～「集中⑦」で示してあります。

1 町民と行政との協働したまちづくり

自治運営に関する基本的事項を定めることにより、町民等による開かれた町政の運営を図り、真の自治の実現を推進することを目的とする条例を策定します。

○ 自治基本条例の策定

自治運営に関する基本的事項を定めることにより、町民等による開かれた町政の運営を図るとともに、本町の特徴を活かしたまちづくりを町民と協働により行なう事により、真の自治の実現を推進することを目的とする条例を策定します。

2 行政サービスの向上

○ 総合行政ネットワークの推進

電子自治体を目指し、図書や体育館等の予約システムや各種申請、手続並びに行政情報を積極的に公開するなど、総合行政ネットワーク上で利用できるシステムの構築を図ります。

○ 戸籍事務電子化の検討

情報の一元処理が可能となり、戸籍発行時間の短縮により町民サービスの向上にもつながるため、戸籍事務の電子化を検討します。

3 新たな行政経営

(1) 行政マネジメントの確立

○ 若者等定住住宅政策検討プロジェクトの推進

若者等の定住化を促進するため、定住のための住宅政策検討プロジェクト

による調査、研究を引続き実施します。

- 世代間等情報格差解消と高度情報化政策検討プロジェクトの推進
IT社会のなかで若者と高齢者や都市と地方等、情報格差の解消を目指し行政・町民・商工業等の持つ情報を共有する社会の構築を図り、併せて自己管理でIT社会での被害や事故等が生じないよう政策検討プロジェクトによる調査、研究を実施します。
- 観光情報の充実
今後整備が待たれる「道の駅」構想の中に、情報発信基地としての機能性を持たせることと併せ、慧日寺金堂復元を機会として誘客事業の充実、町ホームページの観光情報一元化を目指し、地域観光振興につなげます。
- 外客受入環境の整備
観光客や来訪者に分かりやすい統一的な標識・表示方法等の検討や観光案内所、ホスピタリティーの向上のための具体策を研究します。
- 自然環境の保全と循環型社会の構築
町の特徴である自然資源を保全するとともに、恵まれた自然資源の利活用を図るため、循環型社会に即応する具体策を研究します。

(2) 組織の再編と広域行政

- 行政組織機構の見直し・・・・・・・・集中①
磐梯町振興計画を推進するための現在の組織機構点検と評価を行い不適切面は見直しを行いません。
- 審議会などの組織、構成員の見直し・・・・・・・・集中①
各種審議会や委員会などの組織、構成員の見直しを行い、女性委員の登用などを検討し、その運営について見直しを図ります。
- 広域課題（会津耶麻町村会）研究事業の推進・・・・・・・・集中①
会津耶麻町村会の設立で、従来の枠組を越えた交流圏の拡大という観点から、既存の広域連携組織にとらわれない諸施策について、協議・研究をします。

4 健全な財政運営

(1) 事務事業の見直し

- 分かりやすい財政公表の実施・・・・・・・・集中⑥
資産や負債、正味資産等のストックに関する情報などを総合的に把握し、効率的、合理的な経営管理に役立てるとともに、町の財政状況をわかりやすく町民にお知らせします。
- 財政再建プランに基づく財政運営・・・・・・・・集中⑥
行財政改革プログラムに基づく補助金等の計画的な整理合理化、受益者負担の適正化、住民サービスの見直し、徴収事務の強化など効率的かつ効果的な財政運営に努めます。
- 民間委託の活用・・・・・・・・集中②
特定の専門的業務について、効率化やコスト削減を図るため、外部委託を実施します。
- **PFI** の導入検討・リースバック方式の導入検討・・・・・・・・集中②
民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した **PFI** の導入を検討し、公共事業のコスト削減や質の高いサービスの提供を目指します。また、町有財産を利用したリースバック方式について研究し、その導入について検討します。
- 口座振替加入率の向上・・・・・・・・集中⑥
町税等、国民健康保険料、介護保険料、上下水道使用料、住宅使用料など口座振替加入率の向上を目指します。
- ごみの有料化・・・・・・・・集中⑥
ごみの減量や資源化をさらに推進させるための緊急課題として、ごみの有料化について研究します。
- 指定管理者制度に基づく施設管理運営の推進・・・・・・・・集中②
指定管理者制度が施行される中で、広く民間企業等へ管理委託し、経費の節減を図ります。
- 町有地の有効利用及び売却・・・・・・・・集中⑥

町有地の適正管理を行うとともに、効率的な活用に努め、未利用地等の売却を図ります。

(2) 第三セクター、公営企業の見直し

- 磐梯清水平開発株式会社職員給与の見直し・・・・・・集中⑤
磐梯清水平開発株式会社の職員給与を見直し、新給料表の導入を検討します。
- 下水道施設管理の民間委託の検討・・・・・・集中⑦
下水道施設の管理について、民間委託を導入することについて研究します。
- 水道施設維持管理業務委託の検討・・・・・・集中⑦
水道施設の維持管理業務委託について、施設の運営や料金の徴収などを含む包括的民間委託を導入することについて研究します。

5 庁内体制の整備

(1) 職員の人材育成と確保

- 人材育成基本方針の改定
職員的能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的・方策などの基本方針である「磐梯町職員人材育成基本方針」の改定を行います。
- 専門職員（防災士等）の人材育成と確保
職員的能力、資格、経験等が十分発揮できるような諸条件の整備を行うとともに、専門的な知識と技術を持つ人材（防災士、応急危険度判定士等）の確保を図ります。

(2) 職員定員管理の適正化

- 計画的な職員数の削減・・・・・・集中③
行財政改革プログラムに基づく職員数の削減を行います。
- 定員適正化計画の作成及び公表・・・・・・集中③
職員数の削減計画と合わせ、適正な定員計画を作成し、公表していきます。

(3) 職員給与の適正化

- 特殊勤務手当の見直し・・・・・・・・集中④
職員に支給している特殊勤務手当について、支給内容及び支給方法検討と見直しをします。
- 分かりやすい定員・給与状況の公表・・・・・・・・集中④
「地方公務員法第58条の2」の規定に基づき、職員の給与状況等を分かりやすく公表します。

6. 推進計画の策定にあたって

磐梯町行財政改革プログラムによる改革は平成16年度から平成18年度までのものですが、これまで組織機構の見直し（平成16年度）、町長等特別職給料の見直し（平成17年度）、職員旅費の改正（平成18年度予定）、事務事業の見直しや職員の適正化等の改革により一定の成果を挙げることができました。

また、さらにこの行政改革を持続的に行うため、平成18年度から平成22年度までの「磐梯町集中改革プラン」を策定しました。

行財政改革プログラムでは、行政改革の内容や方向性を示しましたが、改革課題等を確実に実現していくには、実行計画を具体的に示し、推進する必要があることから、この推進計画を策定するものです。

この推進計画は、5つの柱の取組事項を具体的に推進するための「実施項目」を定めるものです。

また、新たな実施項目が生じた場合は、随時追加していくものとします。

(1) 計画の目標

① 推進方法

平成22年度までの推進期間内に、各実施項目について、主管課を中心に積極的に取り組むことにより行政改革の効果を挙げ、また、次の数値目標を掲げ、目標の達成を目指すこととします。

② 数値目標

- イ. 職員数82人(平成17年4月1日現在)を5年間で6%(5人)削減を目標とします。引続き平成25年度までの8年間に15%(12人)の削減を目標とします。
- ロ. 経常収支比率を、平成21年度決算時まで85%以下を目標に改善します。(平成16年度決算78.7%)
- ハ. 公債費比率を平成21年度決算時まで15%以内とします。(平成16年度決算5.9%)
- ニ. 町税の徴収率(現年・滞納繰越分含)を毎年度97%以上となるよう努めます。(平成16年度決算96.7%)
- ホ. 審議会などの女性委員の構成割合を平成21年度までに30%以上となるように努めます。(平成17年4月1日現在約18%)

③ 計画の進行管理・公表方法

イ. 行財政改革推進本部での進行管理

推進計画を着実に推進するために、庁内会議である「行財政改革推進本部」において、効果的な進行管理に努めます。

ロ. 行財政改革推進委員会への報告

推進計画の進捗状況について、町民の代表からなる「行財政改革推進委員会」に毎年報告し、行財政改革の推進に係る意見やアドバイスをいただきます。

ハ. ホームページなどによる公表

推進計画の進捗状況については、インターネットホームページや磐梯弘報等により、わかりやすく効果的に公表します。